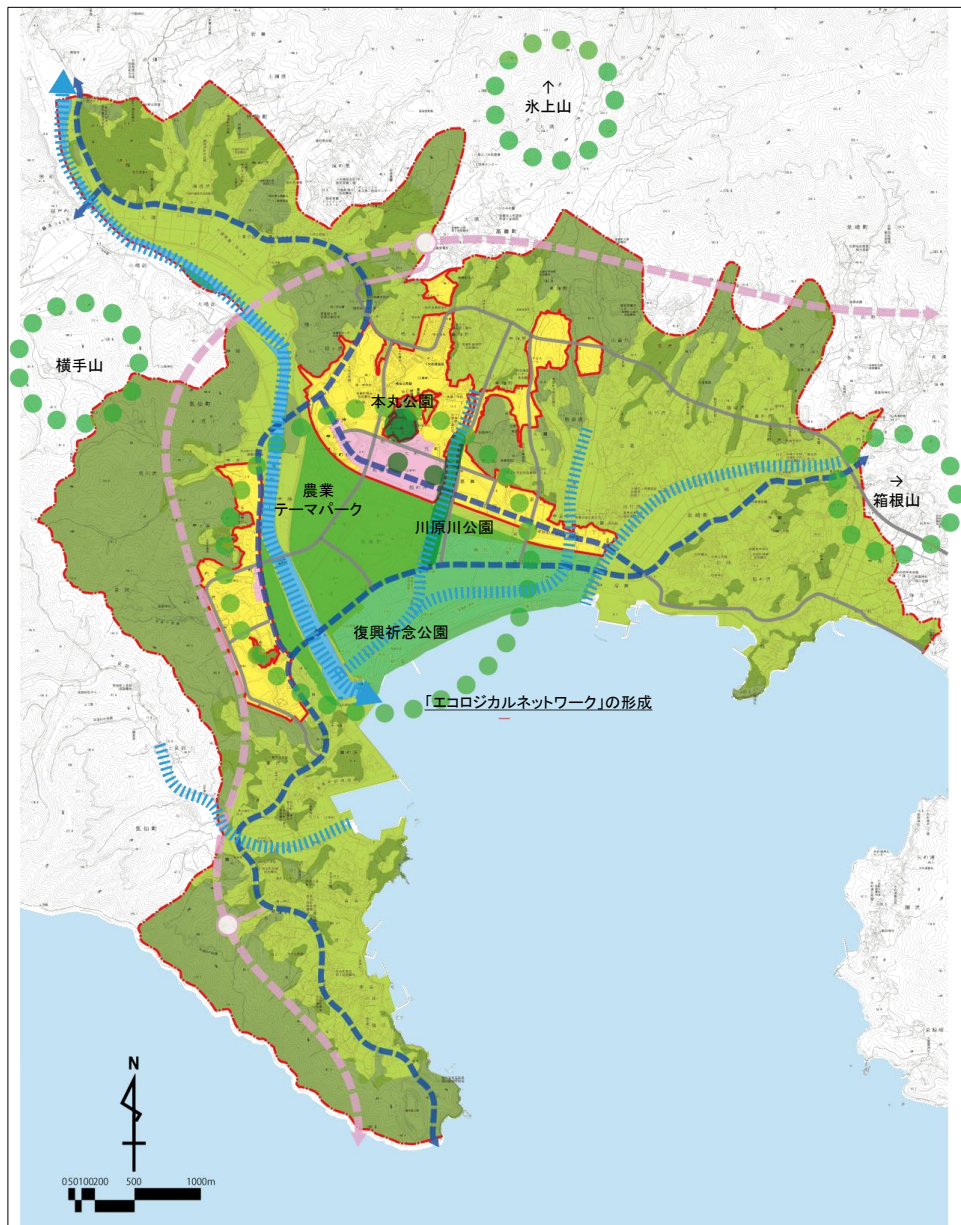


# 陸前高田市緑の基本計画

(改定素案)



令和2年3月

ノーマライゼーションという言葉のいないまち

陸前高田市

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要.....                 | 1  |
| 1-1 緑の基本計画について.....            | 1  |
| 1-2 陸前高田市の緑に関する概況.....         | 4  |
| 第2章 計画の基本方針.....               | 19 |
| 2-1 緑の将来像.....                 | 19 |
| 2-2 基本理念.....                  | 21 |
| 第3章 緑地の保全及び緑化の目標.....          | 22 |
| 3-1 計画フレーム.....                | 22 |
| 3-2 計画の目標水準.....               | 23 |
| 第4章 緑の配置計画.....                | 25 |
| 4-1 緑の配置の考え方.....              | 25 |
| 4-2 環境保全に関する緑の配置計画.....        | 25 |
| 4-3 レクリエーション・観光に関する緑の配置計画..... | 28 |
| 4-4 防災に関する緑の配置計画.....          | 30 |
| 4-5 景観に関する緑の配置計画.....          | 32 |
| 第5章 推進施策の方針.....               | 34 |
| 5-1 環境保全に関する推進施策.....          | 34 |
| 5-2 レクリエーション・観光に関する推進施策.....   | 35 |
| 5-3 防災に関する推進施策.....            | 36 |
| 5-4 景観に関する推進施策.....            | 36 |
| 第6章 推進体制.....                  | 37 |
| 6-1 各主体の役割.....                | 37 |
| 6-2 進行管理.....                  | 40 |

## 第1章 計画の概要

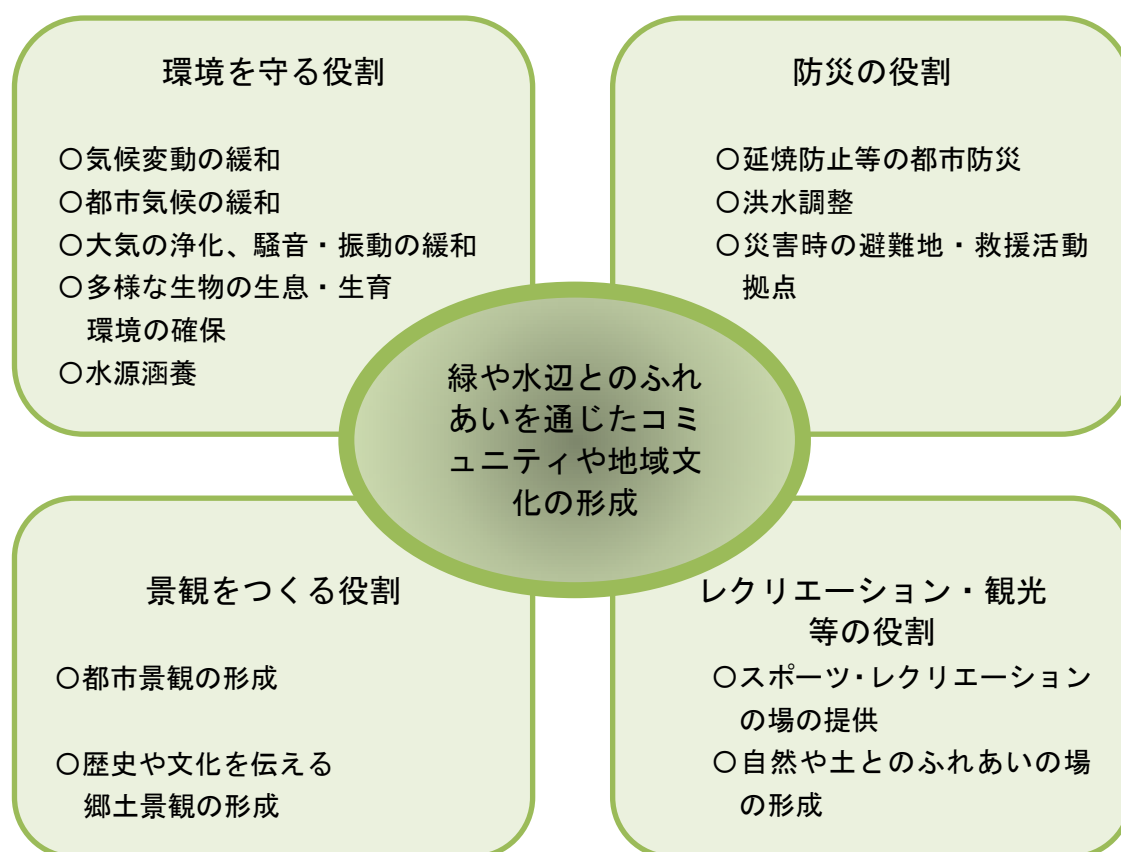
## 1-1 緑の基本計画について

## (1) 緑とその役割

本市ではこれまで、樹林地・農地・草地等の自然の緑、河川・池沼等の水辺、公園・公共施設・住宅等の植栽空間、広場・空地等のオープンスペースを「緑」と定義し、その保全、創出に努めてきました。

これらの「緑」は、気候変動の緩和、多様な生物の生息・生育環境の確保、地域の防災性の向上、スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成等の役割を担っており、健全な都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤となっています。また、良好な都市景観、自然、歴史文化を伝える郷土景観の形成に寄与します。さらに、緑とのふれあいを通じて、人と人のつながりが生まれ、コミュニティの形成、生活文化の形成にもつながっていきます。

本計画では、「緑」として保全、創出していくために、環境を守る役割、防災の役割、レクリエーション・観光等の役割、景観をつくる役割の4つの役割に着目します。そして、市民や事業者とともに緑の保全・創出に取り組むことを通じて、緑を守り育むことが文化として根付いたまちづくりを目指します。



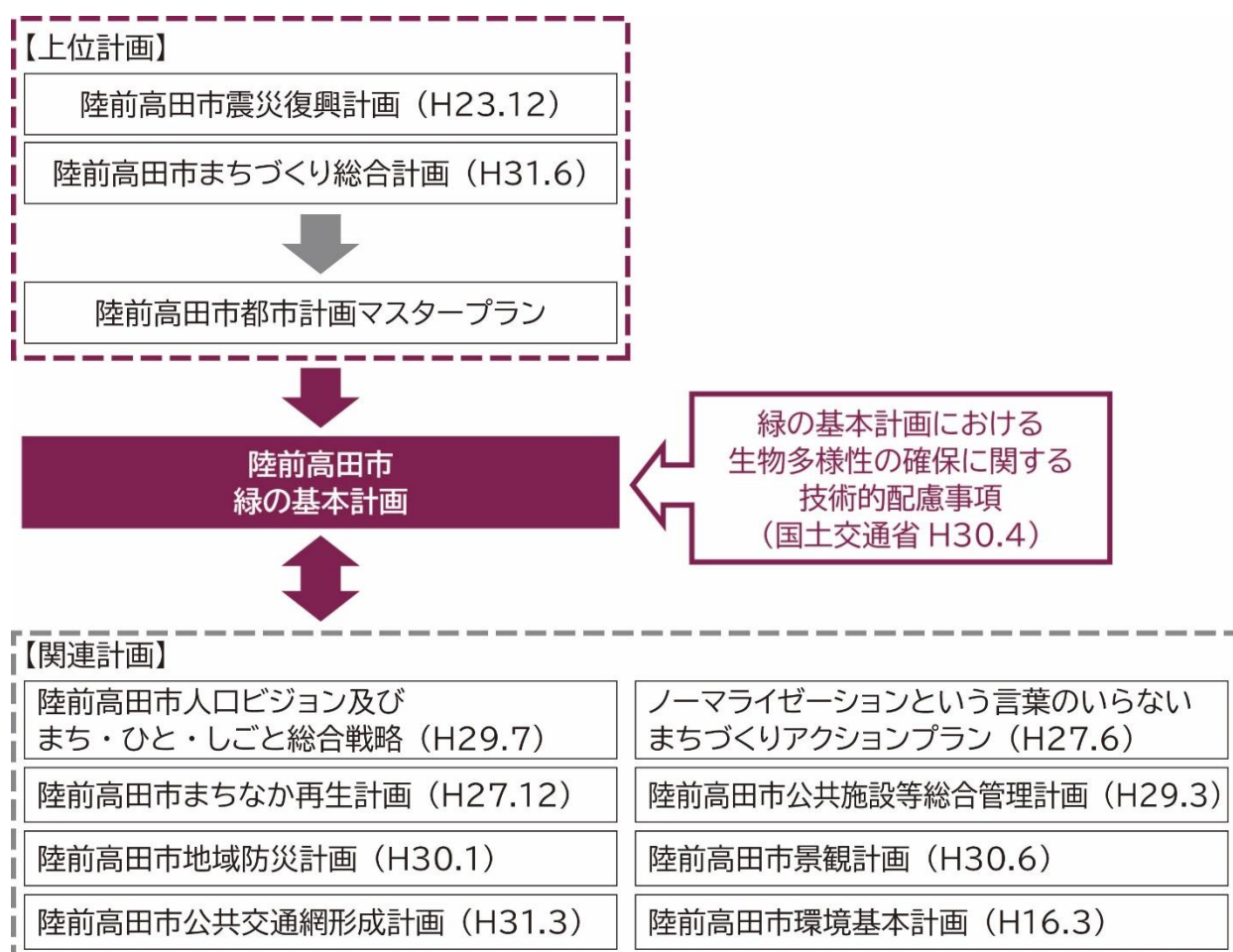
## (2) 計画改定の趣旨と位置づけ

本市では、平成12年3月に「陸前高田市緑の基本計画」を策定し、陸前高田市環境基本計画（平成16年1月）等を踏まえて、市民、事業者とともに貴重な緑と水辺を守り育ててきました。

このたび、上位計画である「陸前高田市まちづくり総合計画」が策定されたことから、「陸前高田市都市計画マスタープラン」とあわせ、これまでの計画の達成度と施策の検証を踏まえつつ、以下のことを目的として改定するものです。

- ① 「陸前高田市まちづくり総合計画」、「陸前高田市都市計画マスタープラン」と整合性を図るとともに、「陸前高田市景観計画」、「陸前高田市環境基本計画」等の関連計画と連携を図る。
- ② 「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）を踏まえた計画とする。

### 【緑の基本計画の位置づけ】



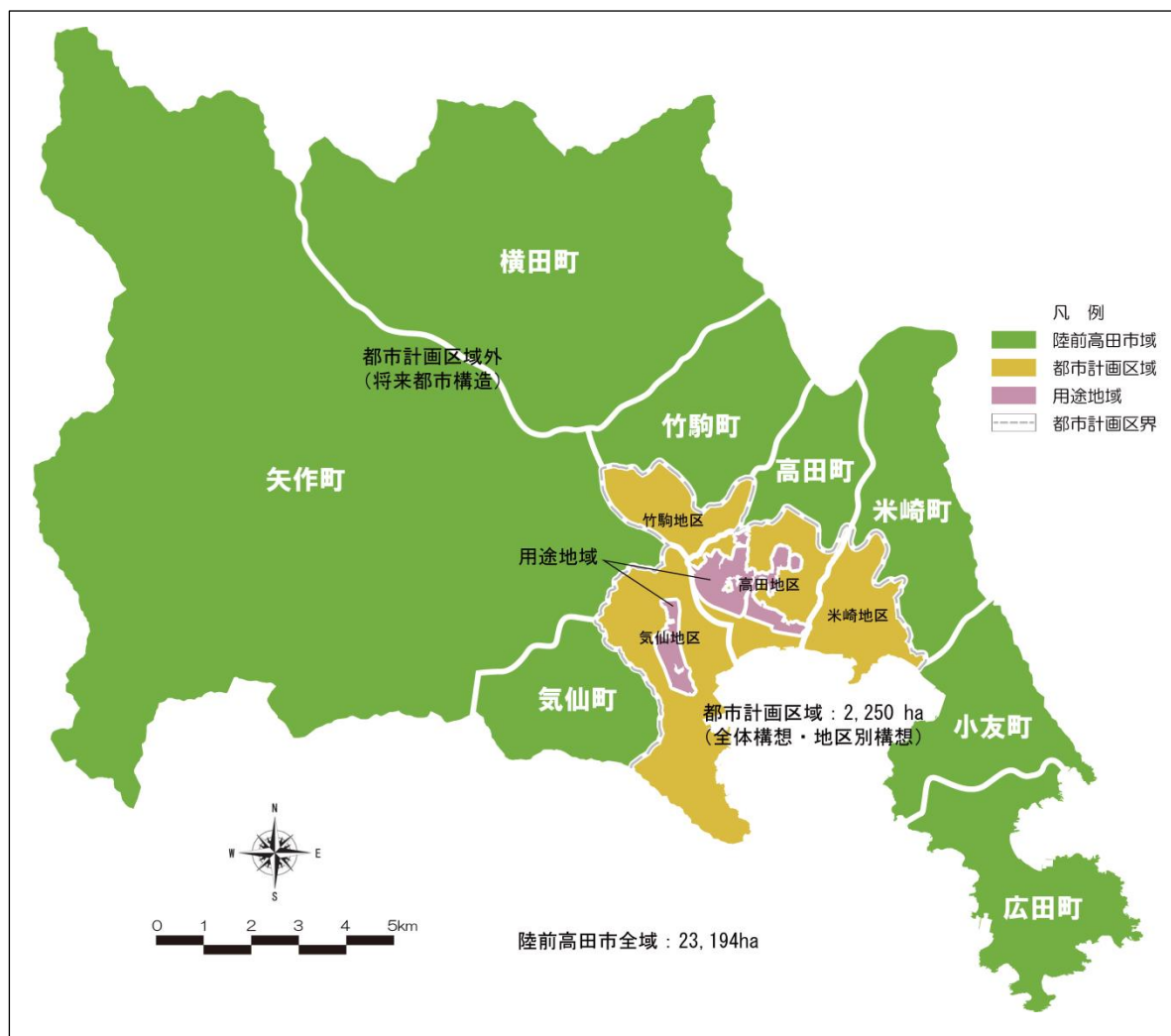
### (3) 計画の目的

本計画は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（以下「緑の基本計画」という。）として定めるものであり、緑地の保全、公共施設及び民有地の緑化推進、公園緑地の整備と管理、そしてこれらに関わる市民、事業者との協働等も含め、本市全域における「緑」の将来あるべき姿と、それを実現するための方法を示すものです。

### (4) 計画の対象区域

本計画の対象範囲は、主として陸前高田市都市計画区域（2,250ha）としますが、基本方針における緑の将来像は、都市計画区域外も含めた市全域を対象とします。

#### ◆対象区域



### (5) 計画の期間

計画期間は、令和元年（2019年）度から令和20年（2038年）度までの20年間とします。

計画期間の中間時に、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直します。

## 1-2 陸前高田市の緑に関する概況

### (1) 市の位置と沿革

本市は岩手県の東南端、三陸海岸の玄関口に位置し、周囲は大船渡市、住田町、一関市、宮城県気仙沼市に接しています。市域は 23,194ha で、このうち都市計画区域は 2,250ha となっています。

本市の歴史は古く、史跡中沢浜貝塚に代表されるように縄文時代から優れた漁ろう文化を形成し、日本における水産のルーツと呼ばれています。都市としての成り立ちは、平安時代初期とみられ、金と塩、海産物が経済の根幹を成していました。特に金は、奥州藤原氏の黄金文化の繁栄に大きな役割を果たしたと言われていました。

鎌倉から室町時代末期には、葛西氏が統治し、仙台藩の直轄領となる藩政時代には、気仙郡今泉村に大肝入会所や代官所が設置され、気仙地方の政治経済の中心として栄えました。

明治以降では、明治 22 年の町村制実施により、1 町 8 村となり、その後、昭和 30 年の町村合併促進法の施行に基づき、高田、気仙、広田の 3 町と小友、米崎、矢作、竹駒、横田の 5 村が合併して現在の陸前高田市を形成しています。

昭和初期までは、恵まれた海上交通条件により気仙地方の玄関口として栄えましたが、その後の鉄道の開通に伴い、海運による流通拠点としての地位は急速に低下しました。

本市は三陸復興国立公園の中でも代表的な観光地を有しており、高田松原は白砂青松として国の名勝に指定されています。また、市内には気仙大工や気仙左官の手による屋敷や町並み、神社仏閣が数多く残っています。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災後は、早期の復興を目指し、平成 23 年 12 月に「陸前高田市震災復興計画」を策定し、復興まちづくりを進めてきました。

平成 31 年 3 月には復興計画を引き継ぐ形で「陸前高田市まちづくり総合計画」を策定し、現在は、ハードの復興事業の最終版を迎えるとともに、復興の先を見据えたまちづくりを官民連携で進めているところです。

## （２）自然的条件

### ①気候

気候は海洋性気候に属し、シュロ、ビワ、イチジク、茶等暖地の植物が生育する岩手県で最も温暖な地域です。

晴天の日が多く、雨天の日が少ないため屋外レクリエーションに適した気候といえます。

### ②地形

都市計画区域の地形は、広田湾に注ぐ気仙川河口付近に三角州の平地が広がり、復興事業によりかさ上げ部と高台部に市街地が形成されました。

市街地を取り囲むように丘陵地帯があり、北の氷上山、東の箱根山、西の横手山等の山地が続いています。これらの山地の緑が市街地の背景となり、潤いを与え、郷土景観を特徴づけています。

河川周辺の平地や丘陵地は農村集落と田、畑、果樹園が一体となり、地域独特の農村景観を形成しています。

### ③水系

北上山地を水源として、都市計画区域には、気仙川（気仙川、矢作川、中平川、川原川）、長部川（長部川）、浜田川（浜田川）の3つの2級水系が注いでいます。

気仙川は、市域を南北に貫流し、山、里、街、海を結ぶ水と緑の軸線を形成し、同水系の川原川はかさ上げた市街地と県内最大の天然湖沼である古川沼を経て広田湾に注いでいます。

浜田川は丘陵の果樹園に挟まれた水田地帯を緩やかに流れ、長部川は丘陵の谷間を流れ、長部漁港に注いでいます。

本市の海岸線は典型的なリアス式海岸ですが、高田松原海岸は大規模な砂浜となり、市の特徴となっています。

河川、海域とも水が美しく、澄んだ状態にあり、水質は良好です。

### ④植生

古くから人為的影響を受け、自然度の高い植生は少なくなっています。スギ、アカマツ、カラマツ等の人工林が多く、クリ、コナラ等の二次林はわずかとなっています。

湿性草地として、気仙川河川敷内および古川沼周辺のアシ原が比較的自然度が高くなっています。

郷土樹木として、ツバキ、ヒカミサンベニヤマボウシがあります。

## ⑤野生生物

南方系と北方系の植物が混生する気候的に温暖な条件を受け、野生生物も暖地系と寒地系の生き物が生息しています。市街地周辺の山林にはタヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギ等が生息する他、ノスリ、ハイタカ、フクロウ等の自然の豊かさを象徴する生き物が生息し、これらは市街地においても観察することができます。

高田松原や古川沼、気仙川のアシ原では、ヨシゴイやカラフトアオアシシギ等の貴重な水鳥の渡来地及び繁殖地になっています。

昆虫は、アゲハチョウ科のチョウが豊富で、全域で見られます。トンボ類も多く生息していますが、河川改修等により生息環境が悪化しつつあり、自然豊かな水辺環境の保全、創出が望まれています。

市街地周辺の丘陵地の山林は、復興事業による住宅地の整備されており、自然環境との調和が求められています。

### (3) 社会的条件

#### ①人口

国勢調査による本市の人口は、昭和 30 年の 32,833 人から減少の一途をたどっており、平成 27 年には 19,758 人(39.8%減)となり、昭和 30 年から平成 27 年までの 60 年間で約 13,000 人の減少となっています。また、東日本大震災で大規模な被害を受けた本市では、震災をきっかけとして、市外へ転出された方も多く、震災後の人口減少が顕著となっています。

世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 17 年まで増加傾向を示しておりましたが、東日本大震災以降の平成 27 年には急激に減少しており、平成 17 年から約 300 世帯の減少となっています。

このような状況の中、市民・地域・企業・行政が一丸となって、人口減少と少子化への対策を講じ、定住や新たな移住を呼び込むことのできる地域づくりを進めるため、平成 28 年 3 月に「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しました。交流人口の拡大やしごとの創出、子育て環境の整備などに取り組んでいるところであり、これらの取組により、市外へ転出された方の帰還・帰郷が促進され、さらには震災を契機に本市へ思いを寄せている方が新たに移住してくるなど、人口減少の抑制につながっていることも本市の特徴となっています。

## ②市民による緑化活動の状況

震災前に行われていた本市の緑化・環境全般に関する活動は、東日本大震災により多くが活動休止などの状況を余儀なくされましたが、その後、復興事業の途上の中で、以下のような市民による緑化活動が行われるようになり、市内外の多くの人が参加・協力する輪の広がりを見せています。

### ■高田松原を守る会

東日本大震災において約7万本の松が流出した高田松原の再生へ向けて、植樹活動、維持管理活動を行っている。

### ■陸前高田「ハナミズキのみち」の会

津波から人命を守る避難路（シンボルロード）に、避難を誘導する意味で街路樹にハナミズキを植樹するとともに、代表のハナミズキへの想いを基にした絵本を通して震災の教訓を語り継ぐ活動を行っている。

### ■桜ライン311

東日本大震災のような被災が今後生じないよう、津波による被災の記憶を後世に伝えていくため、東日本大震災の津波の到達ラインに桜を植樹する活動を行っている。

また、関連して、復興祈念公園を含めた平地部、かさ上げ部等に桜を植樹し、桜のネットワークづくりの取組みも進みつつある。

### ■米崎緑の少年団

震災後、森づくり支援活動を契機として米崎小学校に設立され、緑化等による環境改善活動を行っている。

その他、地域住民等による公園等の清掃・草刈り活動、花壇づくり活動なども行われています。

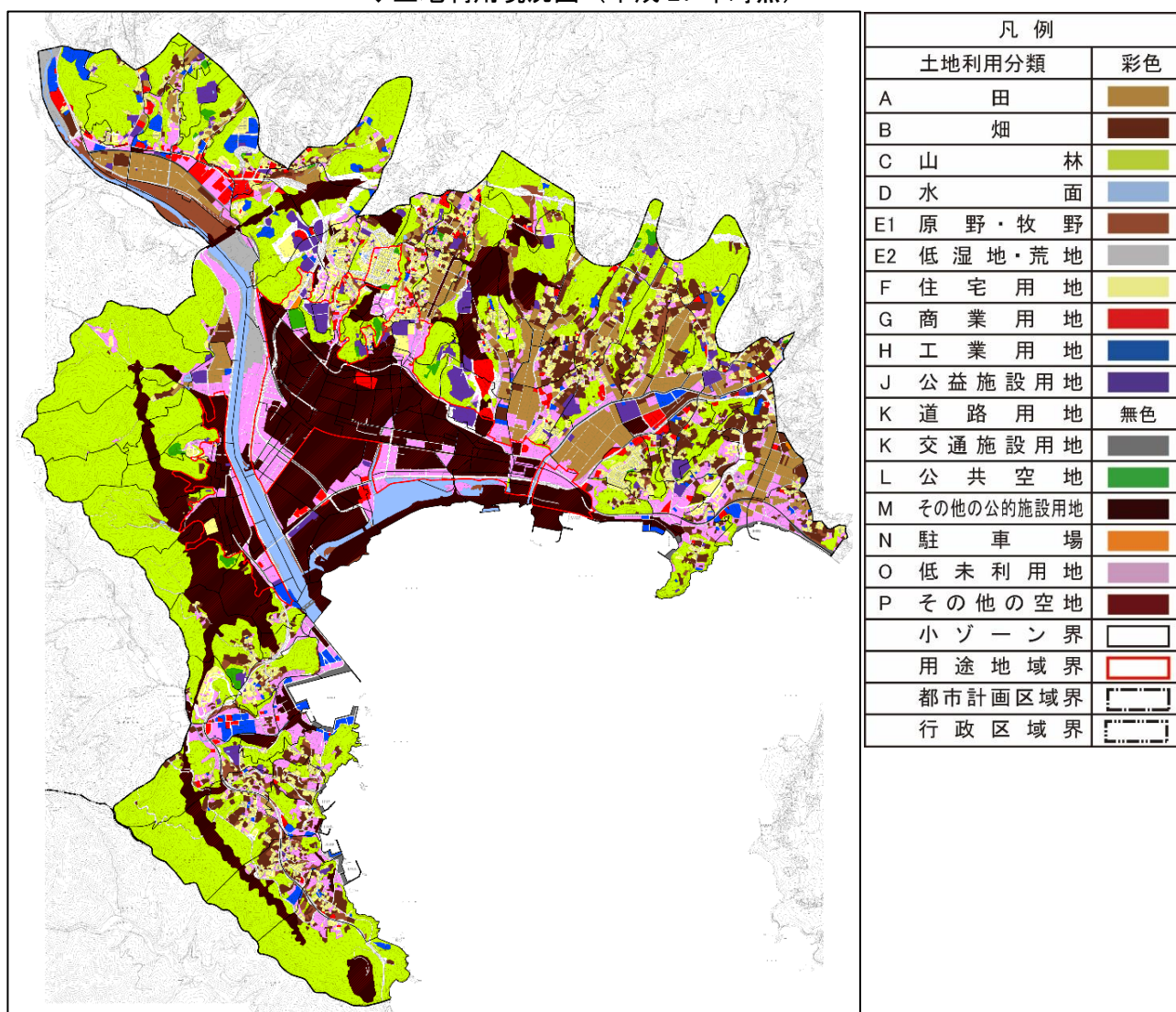
## (4) 緑地の状況

## ①土地利用現況(都市計画区域)

平成28年度の都市計画基礎調査においては、都市計画区域(2,250ha)を対象に、土地利用の調査が行われています(下図)。

総合計画においては、土地利用について次ページに示す方針を定め、地域の自然的、社会的、継続的、文化的な諸条件に配慮しながら、適切な土地利用の促進を図っていくこととしています。

◆土地利用現況図(平成27年時点)



(出典：平成28年都市計画基礎調査)

## ◆ 土地利用の方針

## 1 東日本大震災による被災地

津波の浸水被害を受け、居住できなくなった土地については、地域経済の向上に資する場として利用の促進を図るとともに、地域活力の向上に向けて、地域コミュニティ活動の場などとしての土地利用の促進を図ります。

## 2 農用地

農用地は、農業生産基盤であるとともに良好な自然環境を保全する役割を有していることから、優良農地の確保に努めるとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。

## 3 森林

林業生産基盤のほか、自然環境の保全、災害防止や水源涵養など、森林の持つ多面的な機能や多様な公益的機能に活用できるよう、適正な間伐や環境の保全を行うとともに、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を推進する方策を検討します。

## 4 河川・水路

水害防止、水資源の確保、自然環境の保全と市民の憩いの場の提供といった治水、利水及び親水の機能に配慮した計画的な利用と保全に努めます。

また、整備にあたっては、景観の形成や生態系の保護に配慮します。

## 5 道路

安全性、利便性、快適性の確保のほか、環境の保全などにも配慮した道路の整備に必要な用地の計画的な確保を図ります。

また、自然環境の保全に十分に配慮しつつ、農林業の生産性向上及び農用地・森林の適正な管理のため、農林道の整備に必要な用地の確保を図ります。

## 6 宅地

地域の均衡ある発展を目指し、地域の特性を考慮しながら、良好な居住環境の確保のために必要な用地の確保に努めます。

## 7 その他

公共施設用地等の市有地については、市民生活の向上や多様な市民ニーズに対応するため、必要な用地の確保及び民間活用による有効活用の促進などにより、未利用市有地の縮減と適正な管理に努めます。

また、海岸及び沿岸地域は、漁業活動やレクリエーションの場としても利用されるなど、貴重な資源であることから、景観形成や自然環境の保全に配慮しながら、計画的かつ合理的な土地利用に努めます。

(出典：陸前高田市まちづくり総合計画（平成31年3月）)

## ②地域制緑地（農地・森林等）の状況

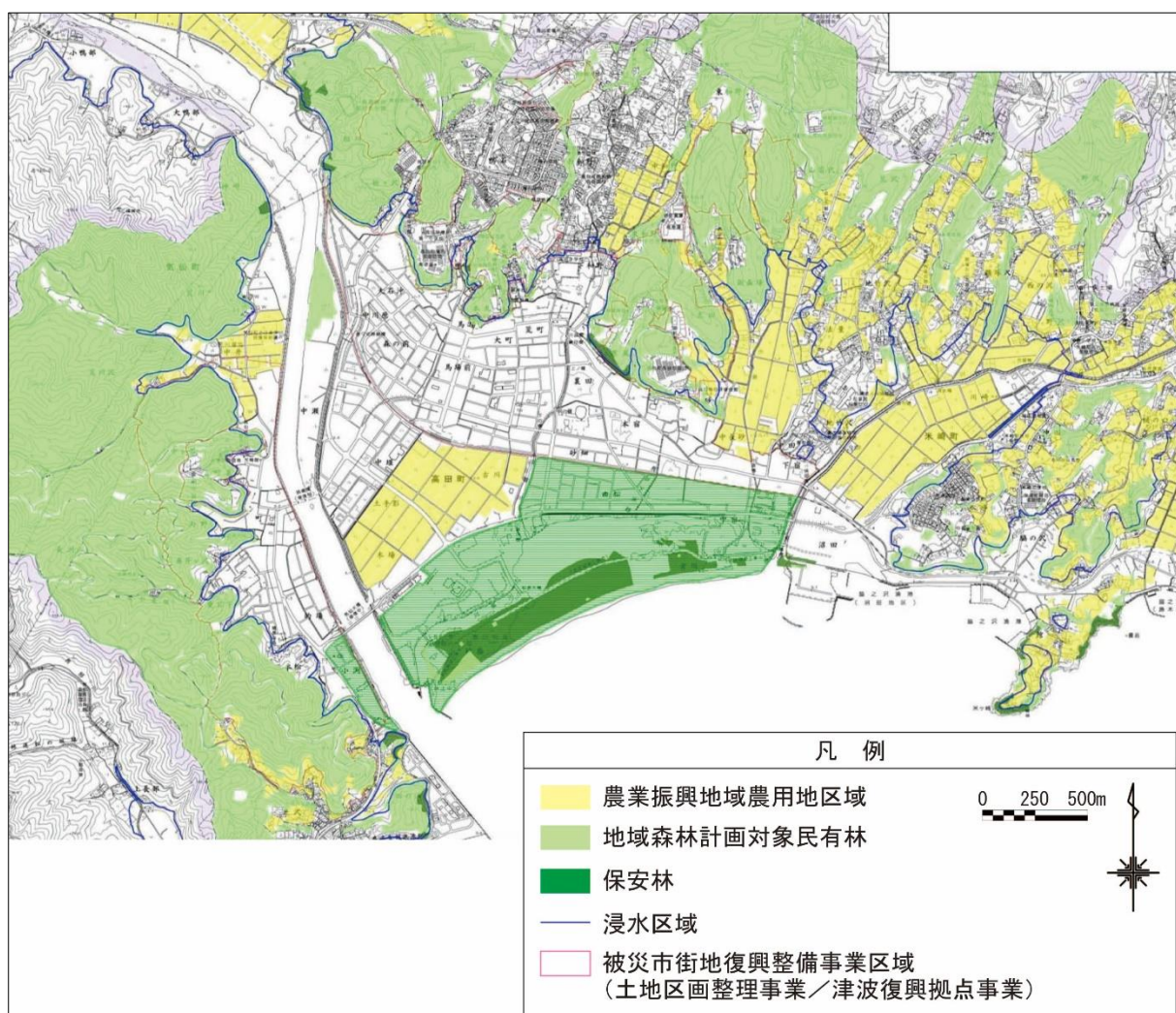
高田今泉地区の地域制緑地（地域森林計画対象民有林、保安林、農業振興地域農用地区域）の指定状況は下図のとおりです。

これによれば、震災前の低地市街地の背後に位置する丘陵地の大半は、「地域森林計画民有林」に指定されており、さらにその背後にそびえる氷上山とあわせて、緑豊かな市街地の背景として重要な役割を果たしています。

「高田松原」は、内陸部を強風や飛砂から防備する「保安林」に指定されるほか、弓状の砂浜海岸や古川沼と相まって国の名勝にも指定され、市のシンボルとして多くの市民に親しまれる存在でした。被災して大きく環境は変わってしまいましたが、復興事業により元の姿を取り戻しつつあります。

農用地区域に関しては、丘陵地に入り込む谷底低地や高田沖の低地等に広く分布しています。

### ◆ 地域制緑地の指定状況



### ■都市計画法（用途地域）

陸前高田市の都市計画法に基づき、都市計画区域が2,250ha指定されています。このうち、約228haに用途地域が指定されています。

### ■農業振興地域整備法

農業振興地域整備法に基づき、農業振興地域が3,749ha指定されています。このうち、1,435haが農用地に指定されています。

### ■森林法

森林法に基づき、森林地域が17,259ha指定されています。このうち、2,587haが保安林に指定されています。

### ■自然公園法

自然公園法に基づき、三陸復興国立公園が約170ha指定されています。このうち、第2種特別地域として広田半島が大船渡市と一体で99ha、高田松原が68haそれぞれ指定されています。

土地利用に関する法規制の指定状況をまとめると、以下のとおりです。

#### ◆ 土地利用の状況

| 地域区分       | 区域          | 面積（ha）  | 割合（％） | 備考       |
|------------|-------------|---------|-------|----------|
| 行政区域       |             | 23,194  | 100.0 |          |
| 都市地域       | 都市計画区域      | 約2,250  | 約9.7  | 非線引き     |
|            | 用途地域        | 約228    | 約1.0  |          |
| 農業地域       | 農業振興地域      | 約3,749  | 約16.2 |          |
|            | 農用地区域       | 約1,435  | 約6.2  |          |
| 森林地域       | 地域森林計画対象民有林 | 約17,259 | 約74.4 | 延べ面積     |
|            | 保安林         | 約2,587  | 約9.0  |          |
| 自然公園<br>地域 | 特別地域        | 約170    | 約0.7  | 三陸復興国立公園 |
|            | 第2種特別地域     | 約164    | 約0.7  |          |

（出典：陸前高田市資料、岩手県「土地対策」「土地関係法令」の概要、三陸復興国立公園指定書及び公園計画書）

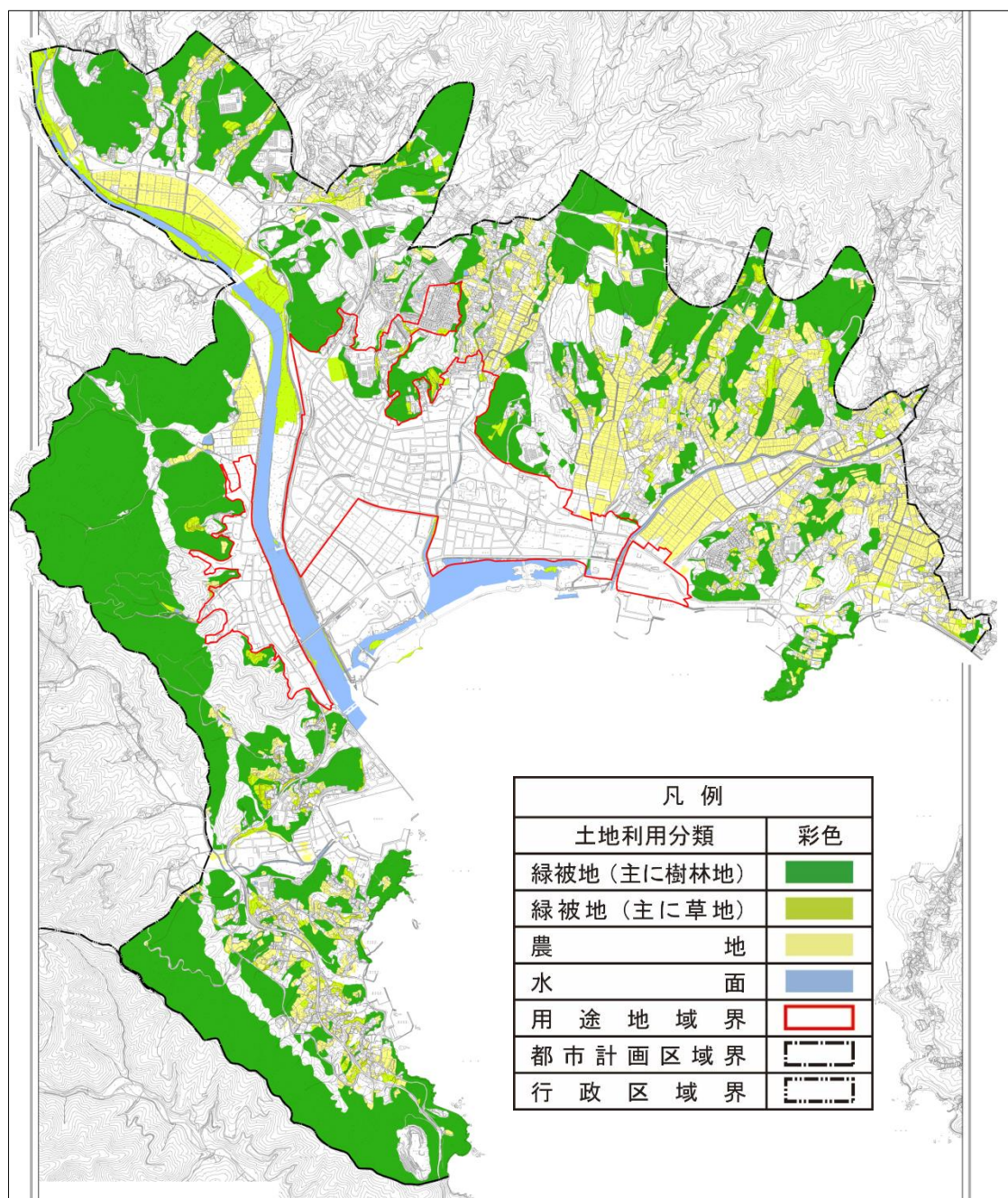
## ③公園緑地の状況

現在、都市計画公園は3箇所あり、うち、高田松原津波復興祈念公園は105.4ha、高田松原公園は20.9haで計画され、復興のシンボルとなる公園として現在整備が進められています。

## ◆都市計画公園

| 決定番号  | 都市施設名称       | 決定年月日     |           | 計画決定<br>計画面積 ha | 進捗状況<br>供用面積 ha |
|-------|--------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|
|       |              | 当初        | 最終        |                 |                 |
| 2・2・7 | 鳴石公園         | S60.12.28 | S60.12.28 | 0.3             | 0.3             |
| 9・6・1 | 高田松原津波復興祈念公園 | H25.2.26  | R1.8.23   | 105.4           | 2.4             |
| 5・5・1 | 高田松原公園       | R1.8.23   | R1.8.23   | 20.9            | —               |

## ◆緑被分布図



（出典：平成 28 年都市計画基礎調査）

震災前の高田地区・今泉地区には、「高田松原公園」や複数の街区公園が都市計画公園として整備されていました。しかし、そのほとんどが震災によって著しく被災したため、平成 25 年 2 月に被災した公園の都市計画決定を廃止しています。

被災した公園は、今後の復興市街地整備にあわせて再整備する計画となっており、このうち「高田松原公園」は周辺の被災した市街地と一体的に「高田松原津波復興祈念公園」として県の広域公園として都市計画決定しています。その他高田松原公園内にあった各種運動施設は、曲松周辺の平地部に「運動公園」として、街区公園については新たに整備される高台部やかさ上げ部に計画的に再整備します。高田地区を流れる川原川は、市街地付近の潤いの場として、河川敷公園を新たに整備します。

#### ■緑被地面積・水面面積

(単位:ha)

|         | 緑被地面積 |      |       | 水面面積 |
|---------|-------|------|-------|------|
|         | 樹林地   | 草地   | 農地    |      |
| 1,053.0 | 732.0 | 78.6 | 242.4 | 73.0 |

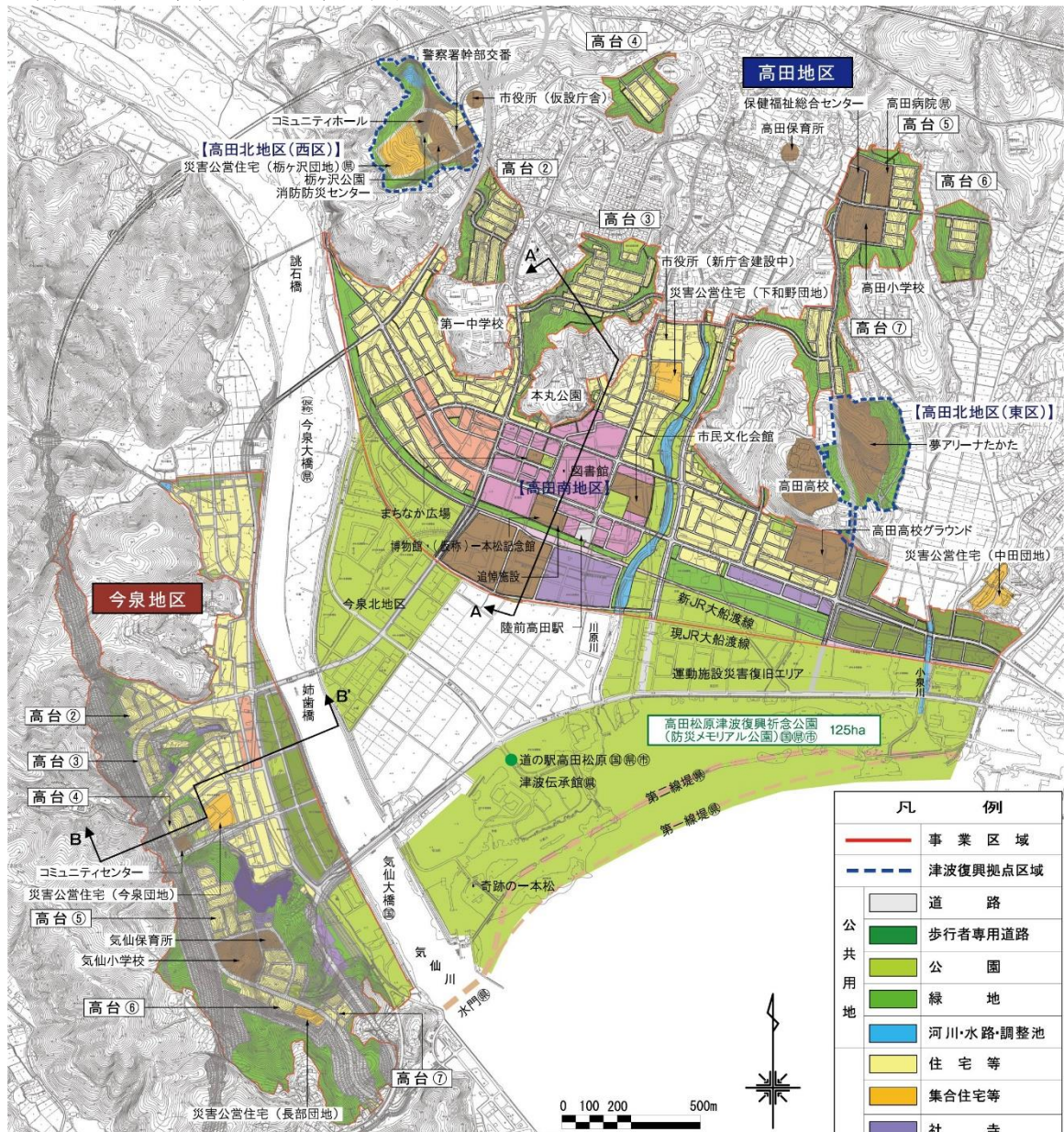
(出典：平成 28 年度岩手県都市計画基礎調査 陸前高田市調書)

## (5) 公園緑地の整備計画等の状況

## ①高田地区・今泉地区土地利用計画（土地区画整理事業）【H24.9～R8.3】

高田地区・今泉地区では、被災市街地復興土地区画整理事業により、高台部、嵩上げ部における市街地の整備を進めています。

## ■高田地区・今泉地区土地利用計画



※この計画は令和元年6月1日現在(高田地区第8回・今泉地区第6回事業計画変更認可後)のものであり、今後の検討で変更される場合があります。

(出典：高田地区・今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業リーフレット(令和元年6月))

## ②高田松原津波復興祈念公園

国、岩手県、陸前高田市では、東日本大震災津波の事実と教訓を伝承するとともに、復興に向けて力強く歩んでいく姿を世界に発信するため、高田松原津波復興祈念公園を整備することとしています。令和元年9月には一部が供用開始となり、公園内に整備された国営追悼・祈念施設や道の駅高田松原、岩手県東日本大震災津波伝承館の利用が始まっています。

### ◆写真：国営追悼・祈念施設



### ◆復興祈念公園全体のイメージ図



### ③農業テーマパーク（今泉北地区）

今泉北地区の土地利活用として、観光農園や花畑、体験農場などの特徴ある農業的土地利用や農業、水産業及び商工業など地域産業とも連携し、農産物の栽培から加工、販売まで6次産業化を牽引するような地区として整備を行う予定です。

まず、地下埋設物撤去や土地のかさ上げなど、土地の利活用を図るための基盤整備を進め、民間のワタミグループが「農業テーマパーク」として施設の整備から事業運営までを行うこととしており、民間の資金力や事業ノウハウを積極的に活用しながら、集客力の向上、提供するサービスの質の向上を図るなど、官民連携による事業化を推進します。

### ④高田地区平地部の土地利活用について

高田地区平地部を中心としたエリアは、緑地や産業用地等として換地を行った上で、「ピーカンナッツを軸とした産業振興エリア」と位置付け、復興祈念公園と中心市街地を結ぶ拠点として、人々が集う場づくりを行っていくことを検討しています。

### ⑤その他被災平地部の土地利活用について

平地部のうち市有地については、地域要望を踏まえつつ、公園や6次産業化を促進するエリアとして整備していく方針です。

民有地については、換地後の用途で積極的に利用頂くことを前提としつつ、まだ利活用の方針が定まっていないところについては、市としても利活用に向けたマッチング支援等を行います。

## (6) SDGs 未来都市としての取り組み

本市は、令和元年7月、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた取り組みを提案した自治体の一つとして「SDGs 未来都市」に県内で初めて選定され、同年8月に「陸前高田市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。

### 【「陸前高田市 SDGs 未来都市計画」の概要】

**事業名：**ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり

**概要：**誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、障がいがあっても高齢になっても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向け、「ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり」を推進し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた、経済・社会・環境における様々な施策に取り組んでいくもの。

子どもから高齢者まで、全ての人が安心して住みやすいまちで暮らすためには、まち全体がユニバーサルデザインに配慮した「すべての人にやさしいまち」であるとともに、心のバリアフリーを推進し、障がいのある人とない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って、ともに支え合って生きる「共生のまち」を実現すること、市民同士の交流のほか、国内外から多くの人々が訪れ、市民との交流が活発に行われる「交流のまち」を実現すること、さらに、人口減少が進行するなか、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、活力と活気に溢れる「持続可能なまち」を実現することが必要である。このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政との共通理解に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりが不可欠となっている。

- 1 創造的な復興（ビルド・バック・ベター）と防災・減災による安全・安心なまちづくり
- 2 ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり（世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）
- 3 次世代につなげる持続可能なまちづくり



<災害に強い安全なまち ～多重防災～>



<外国人等との避難訓練>

## 第2章 計画の基本方針

### 2-1 緑の将来像

少子化や人口減少の進行、経済・社会のグローバル化の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題が懸念される中で、緑は、都市の環境と人々の暮らしに深い関わりをもっています。

「緑」は、四季の変化をもたらし、地域固有の文化形成に重要な役割を担っています。本市では本来、海、山、川の豊かな自然や、高田松原、社寺や館跡、今泉の町並みに代表される歴史的建築物等、歴史的文化資源が数多く存在していたことから、こうした緑が市民生活の中に溶け込むことで、都市に対する親しみが深まり、来訪者にも自然豊かな都市としてのイメージを与えていくことを再認識することが重要です。

本計画は、このような多様な効用を持つ緑を都市の中に保全・創出し、市民生活の豊かさを実感できる質の高い緑のまちづくりを目指すものです。

こうした考えに基づき、緑の将来像を以下のように定めます。

#### 【総合計画：まちの将来像】

「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」

#### 【都市計画マスタープラン：都市の将来像】

「共生と交流を育む、持続可能な都市

～多様性でコンパクトな、移動しやすい都市の形成～」



#### 【緑の基本計画：緑の将来像】

共生と交流を育む、持続可能な都市  
～多様な自然と共生する緑のまちづくり～

緑の将来像として、氷上山より連なる山々、気仙川、広田湾などの自然を背景に、多様な緑を都市の中に保全・創出し、市民生活の豊かさを実感できる質の高い緑のまちづくりを目指していきます。

### ■緑の将来像図



## 2-2 基本理念

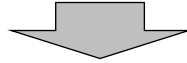
緑の将来像の実現に向けて、緑に対する課題に対応する3つの基本理念を設定し、緑の保全、創出、育成を進めていきます。

### 総合計画：まちづくりの基本理念

- 1 創造的な復興（より良い復興）と防災・減災による安全・安心なまちづくり
- 2 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり  
(世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり)
- 3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

### 都市計画マスタープラン：都市形成の基本理念

- 1 創造的復興と多重防災による都市の形成
- 2 ユニバーサルデザインに配慮した都市の形成
- 3 持続可能な都市の形成



### 緑の基本計画：緑の基本理念

- 1 より良い復興と、安全安心なまちをつくる緑**
  - ・郷土の歴史・文化を伝え、ふるさとの風景を形成する水と緑の保全、育成を図る。
  - ・地震や津波、風水害などから市民を守る都市防災の骨格となる緑地を形成、確保。
- 2 共生社会、生物多様性を育む緑**
  - ・市民の健康づくりや生きがいの場として、緑にふれあう場を増やし、交流を促進することにより身近な自然への関心を高め、成熟した都市を目指す。
- 3 自然環境を次世代に継承し、協働により持続する緑**
  - ・広田湾、氷上山、箱根山など市街地を取り囲む緑地を次世代に継承。
  - ・市民、事業者、NPOなどとの協働により、持続的な緑のまちづくりを実現。

## 第3章 緑地の保全及び緑化の目標

## 3-1 計画フレーム

計画の目標水準を設定するにあたり、人口、土地利用などに関する将来フレームを次のように定めます。

## ①計画対象区域

計画区域は陸前高田都市計画区域 2,250haとします。

| 計画対象市町村名 | 計画対象区域              |
|----------|---------------------|
| 陸前高田市    | 陸前高田都市計画区域（2,250ha） |

## ②目標年次

計画期間を概ね20年とし、2018年度を基準年度、2038年度を目標年次として設定します。

## ③将来人口目標（都市計画マスタープランより抜粋）

人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略（平成29年7月）において2040年が約14,500人と推計していることを踏まえ、これを将来人口目標とします。

## ◆ 将来人口目標

|           | 単位    | 2010年<br>平成22年<br>震災前 | 2015年<br>平成27年<br>基準年 | 2030年<br>平成42年<br>中間年 | 2040年<br>平成52年<br>目標年 | 備考         |
|-----------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------|
| 将来人口フレーム案 | 人     | 23,298                | 19,758                | 16,000                | 15,000                | 目標値まるめ     |
| 夜間人口      | 人     | 23,298                | 19,758                | 16,169                | 14,454                | 人口ビジョン     |
| 昼間人口      | 人     | 21,284                | 18,917                | 14,771                | 13,205                | H22パラメータ推計 |
| 就業人口      | 第1次産業 | 人                     | 1,602                 | 1,097                 | 1,031                 | H22パラメータ推計 |
|           | 第2次産業 | 人                     | 1,051                 | 1,943                 | 722                   | H22パラメータ推計 |
|           | 第3次産業 | 人                     | 7,934                 | 6,635                 | 5,449                 | H22パラメータ推計 |
|           | 計     | 人                     | 10,587                | 9,675                 | 7,271                 | 6,816      |

（出典：陸前高田市人口ビジョン、各年国勢調査）

※1：昼間人口は平成22年の昼夜率を基に算出

※2：就業人口は平成22年の総人口対就業人口のパラメータを基に算出

※3：産業大分類別就業人口は就業人口を平成22年の構成比に基づいて按分

## ④土地利用目標（都市計画マスタープランより抜粋）

本市では、東日本大震災を受けて、被災市街地復興土地区画整理事業によるコンパクトな市街地整備が進められており、事業実施と合わせて新たな土地利用計画の策定や用途地域の見直しを行っています。

したがって今後 20 年間の目標とする土地利用フレームは、現在の用途地域を基本として望ましい市街地形成を進めていくものとします。ただし、土地利用の需要を見ながら、適宜調整を検討します。

## ◆ 土地利用目標

|         | 単位      | 2010年<br>平成22年<br>震災前 | 2015年<br>平成27年<br>基準年 | 2030年<br>令和12年<br>中間年 | 2040年<br>令和22年<br>目標年 | 備考                |
|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 行政区域    | ha      | 23,117.1              | 23,117.1              | 23,117.1              | 23,117.1              |                   |
| 都市計画区域  | ha      | 2,250.0               | 2,250.0               | 2,250.0               | 2,250.0               | H22都市計画年報、H28基礎調査 |
| 用途地域    | 住居系用途地域 | ha                    | 211.7                 | 187.0                 | 187.0                 | H22、H27都市計画年報     |
|         | 商業系用途地域 | ha                    | 47.0                  | 26.8                  | 27.0                  | H22、H27都市計画年報     |
|         | 工業系用途地域 | ha                    | 32.0                  | 18.0                  | 18.0                  | H22、H27都市計画年報     |
|         | 計       | ha                    | 290.7                 | 284.8                 | 284.8                 | H22都市計画年報、H28基礎調査 |
| 用途地域外白地 | ha      | 1,959.3               | 1,933.7               | 1,933.7               | 1,933.7               | H22都市計画年報、H28基礎調査 |

（出典：各年都市計画年報、H28 都市計画基礎調査）

## 3-2 計画の目標水準

目標とする指標は、緑地の目標設定の一般的な指標である、「都市公園の都市計画区域内人口 1 人あたり面積」とします。

復興祈念公園が整備されると、都市公園面積が 1 8 4 ha となり、都市公園の都市計画区域内人口 1 人あたり面積は 1 1 5 . 0 m<sup>2</sup>/人となります。

これは、全国平均 1 0 m<sup>2</sup>/人の約 1 0 倍であり、十分な公園が確保できていると考えられるため、この水準を維持することを想定し、目標を 1 1 5 . 0 m<sup>2</sup>/人と設定します。

表 計画目標水準の整理

| 区 分                          |            |              | 実績             | 基準年度           | 目標年次           | 備考      |
|------------------------------|------------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------|
|                              |            |              | 1995 年<br>(ha) | 2018 年<br>(ha) | 2038 年<br>(ha) |         |
| 施設緑地                         | ①都市公園      |              | 62.40          | 約 44           | 約 184          | ※ 1     |
|                              | ②公共施設緑地    |              | 37.63          | 約 103          | 約 103          | ※ 2     |
|                              | ③都市公園等     |              | 100.03         | 約 147          | 約 287          |         |
|                              | ④民間施設緑地    |              | 3.69           | 約 4            | 約 4            |         |
|                              | ⑤施設緑地 合計   |              | 103.72         | 約 150          | 約 290          |         |
| 地域制緑地                        | 法令によるもの    | ⑥河川区域        | 115.10         | 115.10         | 115.10         |         |
|                              |            | ⑦海岸保全区域      | 11.08          | 11.08          | 11.08          |         |
|                              |            | ⑧保安林         | 41.76          | 41.76          | 41.76          |         |
|                              |            | ⑨地域森林計画対象民有林 | 848.04         | 約 727          | 約 727          | ※ 3     |
|                              |            | ⑩農業振興地域農用地区域 | 645.46         | 約 636          | 約 636          |         |
|                              |            | ⑪法令によるもの 計   | 1,661.44       | 約 1,531        | 約 1,531        |         |
|                              | ⑫自然公園法     |              | 0.00           | 約 170          | 約 170          |         |
|                              | ⑬地域制緑地 計   |              | 1,661.44       | 約 1,701        | 約 1,701        |         |
|                              | ⑭地域制緑地間の重複 |              | 0.00           | 約 52.84        | 約 52.84        | ((⑦+⑧)) |
|                              | ⑮地域制緑地 合計  |              | 1,661.44       | 約 1,648.16     | 約 1,648.16     |         |
| ⑯施設・地域制緑地間の重複                |            |              | 48.51          | 0.00           | 48.51          |         |
| ⑰緑地現況量 総計                    |            |              | 1,716.65       | 約 1,682        | 約 1,773        |         |
| 都市計画区域面積に対する緑地の割合 (%)        |            |              | 76.3           | 74.7           | 78.8           | ※ 4     |
| 都市公園の都市計画区域内人口 1 人あたり面積(㎡／人) |            |              | 44.1           | 23.1           | 115.0          |         |

※ 1 増：運動公園 (25ha)、高田東地区 (9.3ha)、区画整理事業地区内新設 (8.6ha、事業区域の 3%と仮定)、既存街区公園 (約 1ha)、高田松原津波復興記念公園 (約 140ha)  
減：旧松原公園 (59.3ha)

※ 2 実績値に区画整理事業地面積 (約 130ha) の 50% (造成緑地相当) を加算

※ 3 減：高台開発区域に含まれる区域

※ 4 都市計画区域面積=2,218.5ha(H22 都市計画年報、H28 基礎調査)

## 第4章 緑の配置計画

### 4-1 緑の配置の考え方

緑の配置にあたっては、環境保全、レクリエーション、防災、景観の4系統の緑地の配置計画を総合的に調整し、市街化等の都市の発展動向や緑地の充足度等の配置バランスを踏まえ、骨格的緑地の配置、緑地等の均衡ある配置、生活に密接に関連した緑地の配置、ネットワークの形成等の視点から緑地を配置します。

### 4-2 環境保全に関する緑の配置計画

生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地または生育地としての緑地の規模や連続性等をもとに、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、生態系の有機的なネットワークである「エコロジカルネットワーク」の形成を図ります。

※「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」（国土交通省 H30.4）を参照。

#### （１）中核地区

中核地区とは、都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑を指します。

本市は、太平洋の広田湾に面し、白砂青松として国の名勝に指定された高田松原のある海岸線が市街地の前面に立地しています。また、北部に氷上山、西部に横手山、東部に箱根山がそびえ、これらに連なる丘陵地の緑が市街地を取り囲んでおり、これらを中核地区に位置づけます。

- ・ 氷上山、横手山、箱根山に連なる丘陵地の緑（山林）
- ・ 広田湾、高田松原、古川沼

#### （２）拠点地区

拠点地区とは、市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑を指します。本市においては、震災後整備されることとなった一定規模以上の公園等を位置づけます。

- ・ 復興祈念公園（運動公園含む）
- ・ 本丸公園、まちなか広場、街区公園等
- ・ 農業テーマパーク

### （３）回廊地区

回廊地区とは、中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑を指します。

都市内における生物多様性の向上には、自然的環境を有する面的、点的、線的な緑地空間が様々な形態で配置され、ネットワーク化されることが重要です。先に位置づけた中核地区、拠点地区をつないでいくものとして、以下を回廊地区と位置づけます。

- ・ 気仙川、川原川、小泉川、浜田川等の河川とその周辺の自然環境
- ・ 幹線道路、散策路等の街路樹、草花等

### （４）緩衝地区

緩衝地区とは、中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯を指します。

身近な緑として、緩衝地区を以下のとおり位置づけます。

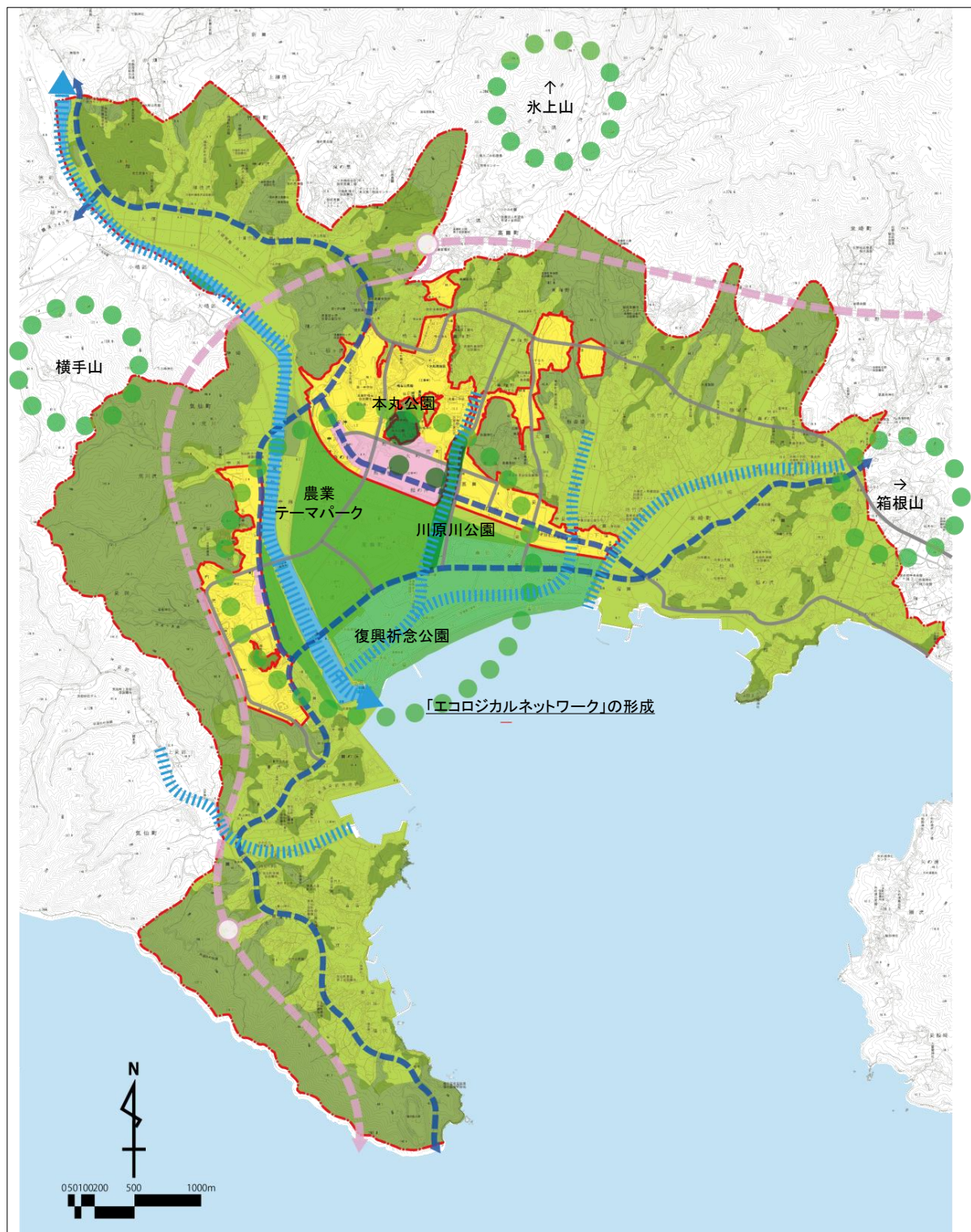
- ・ 住環境周辺の緑等（田畑、庭、神社仏閣等）

### （５）市民活動等との連携

上記の取組みにあたっては、各種市民活動と連携しながら実施していきます。

- ・ 高田松原の再生を目指した植樹、維持管理活動
- ・ 緑の少年団等の子ども達による活動
- ・ 震災伝承のため浸水ラインに桜を植える活動
- ・ 避難路を明示するため街路樹としてハナミズキを植える活動

■環境保全に関する緑の配置計画図



### 4-3 レクリエーション・観光に関する緑の配置計画

多様なレクリエーション需要への対応 として、主に市民全般や来街者を対象とした拠点的な緑を配置し、さらに、生活に身近な街区公園を適切に配置します。

また、散歩等で楽しめる緑のネットワークを確保するとともに、田畑等の身近な自然的環境を保全します。

#### （１）レクリエーション・観光の核となる緑の拠点

レクリエーションや観光で利用する拠点的な緑を、以下のとおり位置づけます。

- ・ 復興祈念公園（運動公園含む）
- ・ 広田湾、高田松原、古川沼
- ・ 農業テーマパーク
- ・ まちなか広場（中心市街地のにぎわいの核）
- ・ 館の沖公園（イベント広場）
- ・ 本丸公園（歴史・文化の継承、眺望）
- ・ 川原川公園
- ・ 今泉公園（今泉地区の交流拠点となる公園）
- ・ 街区公園の配置と適切な維持管理

#### （２）回遊できる緑のネットワーク

市街地を回遊して楽しむことができるよう、緑の拠点をつなぐように緑のネットワークを以下のとおり位置づけます。

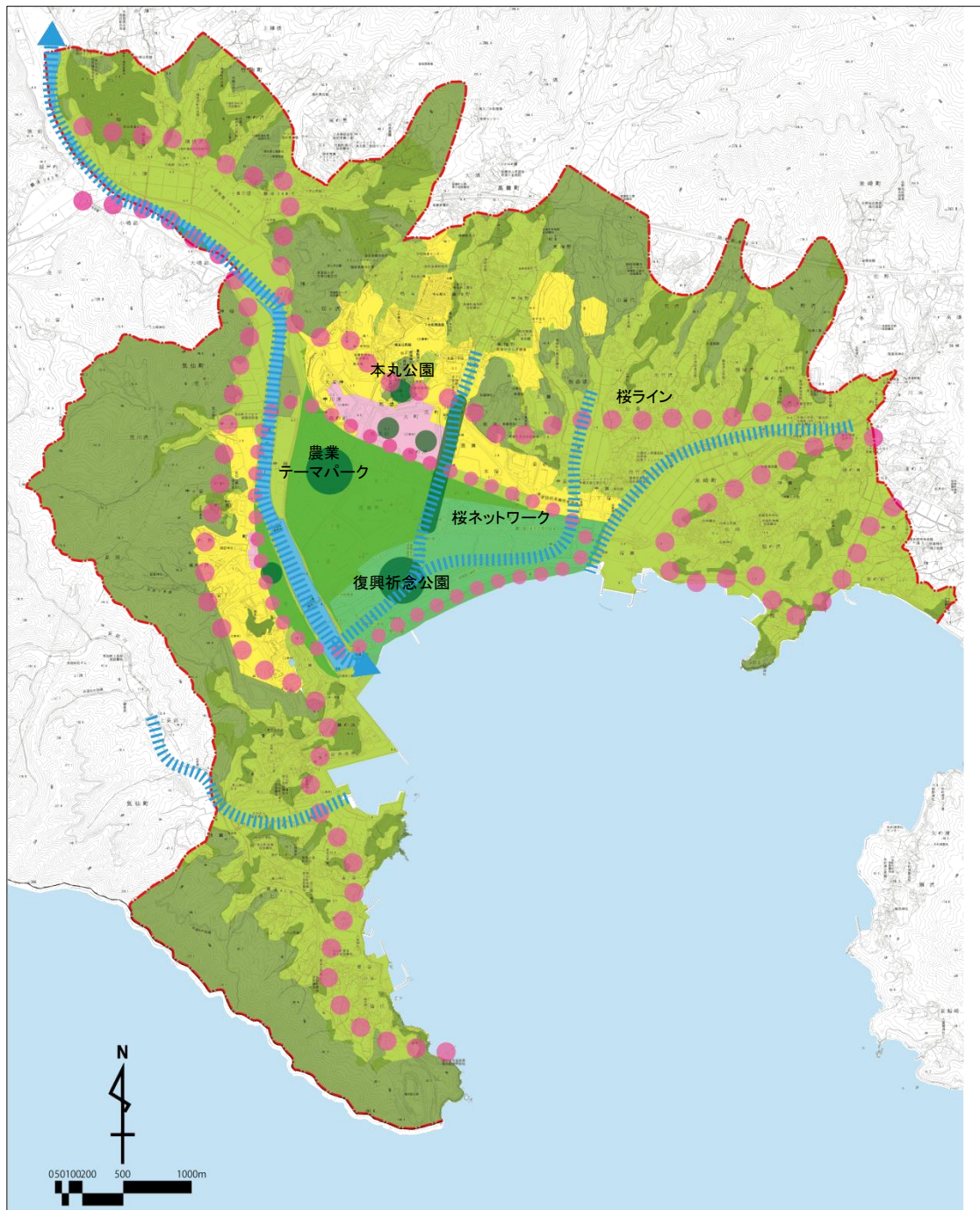
- ・ 気仙川、川原川、小泉川、浜田川等の河川とその周辺の自然環境
- ・ 幹線道路、散策路等の街路樹、草花等
- ・ 市街地や平地部の桜のネットワーク

#### （３）身近で親しめる自然的環境

地域住民が日常的に自然を楽しみ、学べるように、身近な自然的環境を以下のとおり位置づけます。

- ・ 丘陵地の山林
- ・ 田畑、農業用水路
- ・ 神社仏閣 等

■レクリエーション・景観に関する緑の配置計画図



#### 4-4 防災に関する緑の配置計画

緑地は、災害の未然防止や災害の拡大防止に寄与するとともに、災害発生時において被災者の避難誘導や、避難の場としての機能を有しています。

市民による活動とも連携しながら、防災に資する緑地を配置します。

##### （１）防災・減災に資する緑

防災・減災のまちづくりのため、物理的に防災に資する緑や、震災の教訓を伝承するための緑、避難誘導のための緑等を以下のように位置づけます。

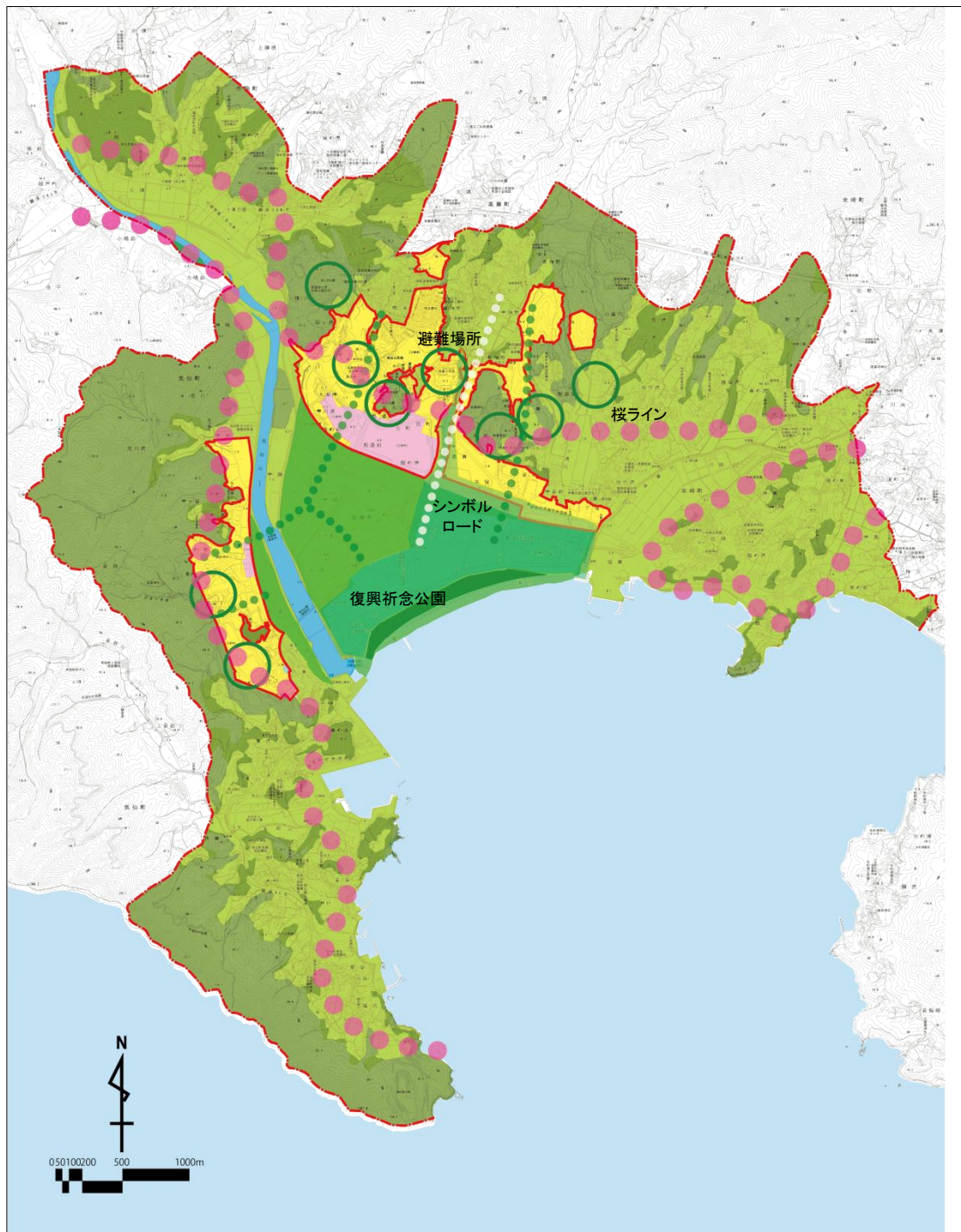
- ・ 東日本大震災の教訓等を伝承する復興祈念公園
- ・ 保安林としての高田松原（防砂・防風）
- ・ 避難路を明示する街路樹
- ・ 津波到達ラインを示す桜並木
- ・ 避難場所となる高台のオープンスペース
- ・ 市街地の植栽（防風）

##### （２）市民活動等との連携

上記の取組みにあたっては、各種市民活動と連携しながら実施していきます。

- ・ 高田松原の再生を目指した植樹、維持管理活動
- ・ 震災伝承のため浸水ラインに桜を植える活動
- ・ 避難路を明示するため街路樹としてハナミズキを植える活動

■防災に関する緑の配置計画図



#### 4-5 景観に関する緑の配置計画

緑地は、生活環境にうるおいを与え、見る人の心を和ませる等、都市の個性演出や景観の向上に寄与しています。本市では、高田松原津波復興祈念公園等が整備されることを契機として、景観形成を総合的に進めることを目的に平成30年6月に陸前高田市景観計画を策定していることから、これを踏まえて、緑を配置します。

##### (1) 風景の骨格となる自然の緑

景観上重要な、風景の骨格となる自然の緑として、以下を位置づけます。

- ・ 氷上山、横手山、箱根山等の山並み
- ・ 広田湾、高田松原、古川沼
- ・ 気仙川、川原川、小泉川、浜田川等の河川とその周辺の自然環境
- ・ 田畑、果樹園等の農地

##### (2) 景観をつくる緑

復興事業等で整備し、景観上重要な要素となる緑として、以下を位置づけます。

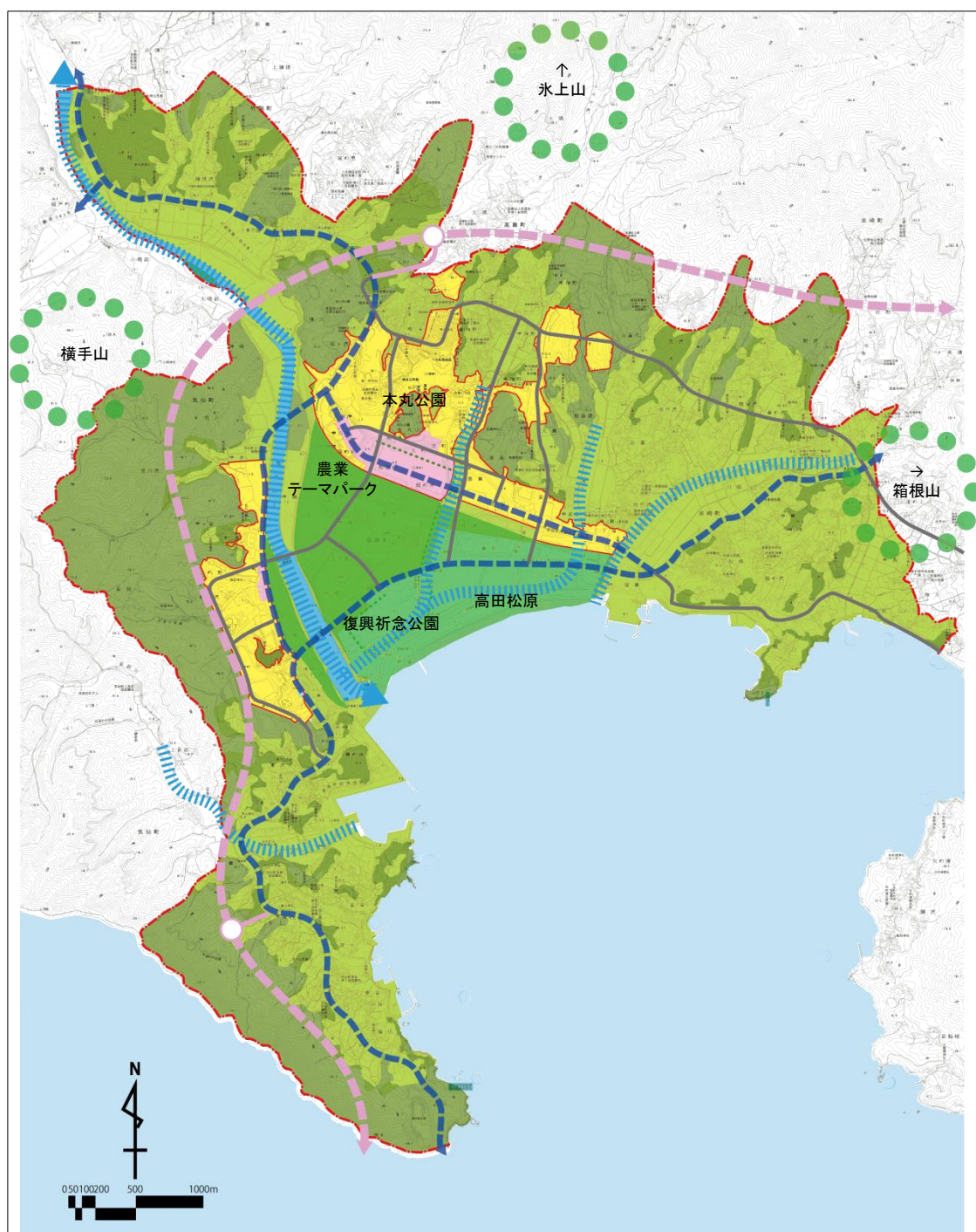
- ・ 復興祈念公園（運動公園含む）
- ・ まちなか広場、本丸公園、川原川公園、その他街区公園等
- ・ 市街地整備に伴って整備された緑（法面緑地等）
- ・ 津波到達ラインを示す桜並木
- ・ 市街地や平地部の桜のネットワーク
- ・ 身近な花壇や草花、植栽等

##### (3) 民間による取り組みとの連携

景観上重要な緑についても、下記の民間の取り組み等と適宜連携しながら実施していきます。

- ・ 高田松原の再生を目指した植樹、維持管理活動
- ・ 緑の少年団等の子ども達による活動
- ・ 震災伝承のため浸水ラインに桜を植える活動
- ・ 桜のネットワークづくりの活動
- ・ 地域住民による花壇づくり活動 等

■景観に関する緑の配置計画図



## 第5章 推進施策の方針

### 5-1 環境保全に関する推進施策

緑の適切な維持管理により、エコロジカルネットワークの形成を進めます。

#### (1) 中核地区について

氷上山等の緑の中核となる山林が保全されるよう、適切な維持管理を行います。

#### (2) 拠点地区について

緑の拠点となる復興祈念公園、街区公園等について、市民協働も含め、適切な維持管理を行います。

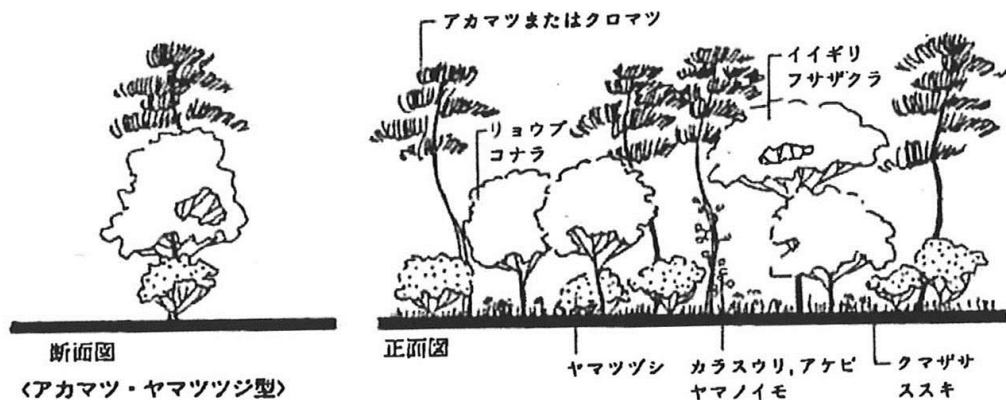
#### (3) 回廊地区について

街路樹等の適切な維持管理を行うとともに、ネットワークの強化につながるよう、道路や公園、駐車場等の緑化を検討します。緑化にあたっては、地域の生態系に配慮し、近隣の山林の樹木を移植するなど、環境との調和を図るとともに、自然樹形を生かした管理を行います。歩道等については、透水舗装化を図るなど、素材選定等についても自然環境に配慮します。

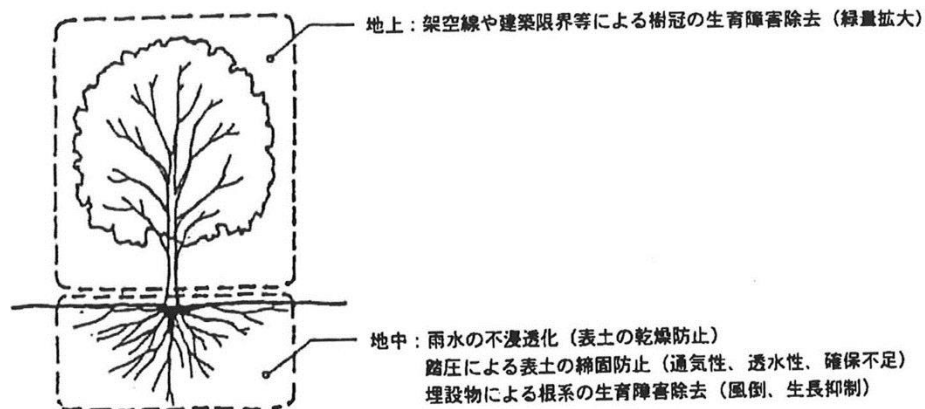
#### (4) 緩衝地区について

緩衝として機能する住環境周辺の緑について、適切な維持管理を行います。

#### ■人と生き物にやさしい緑化の例（緑化樹木を活用した生態系に配慮した植栽）



### ■いきいきとした街路樹の育成



## 5-2 レクリエーション・観光に関する推進施策

### （１）レクリエーション・観光の核となる緑の拠点について

復興祈念公園等の復興事業による拠点公園の整備を完了し、適切な維持管理を行います。維持管理については、地域住民の協力を得ることにより、街区公園を適切な維持管理を図るとともに、地域への愛着の醸成を図ります。

また、地域の賑わい創出と、維持管理費の低減のため、公民連携による公園の有効活用等も検討します。

### （２）回遊できる緑のネットワークについて

歩いて気持ちの良い緑のネットワークづくりのため、緑の拠点をつなぐ道路や歩道、散策路等の緑化を図るとともに、適切な維持管理を行います。

### （３）身近で親しめる自然的環境について

良好な自然環境の残る身近な丘陵地の山林、田畑等の適切な維持管理を行います。また、緑豊かな景観を作り出している社寺林や、古くから地域の象徴として親しまれている名木・古木の保全を図ります。

また、各種公共施設についても、憩いの場となるように積極的に緑化を図ります。

### 5-3 防災に関する推進施策

#### (1) 防災・減災に資する緑について

防災・減災に資する機能が確保されるよう、市民との協働も含めた適切な維持管理を行っていきます。

### 5-4 景観に関する推進施策

#### (1) 景観の骨格となる自然の緑について

景観上重要な、風景の骨格となる自然の緑を保全していくために、適切な維持管理を行います。

#### (2) 景観をつくる緑について

復興事業等で整備し、景観上重要な要素となる緑については、早期整備完了を目指すとともに、適切な維持管理を行っていきます。

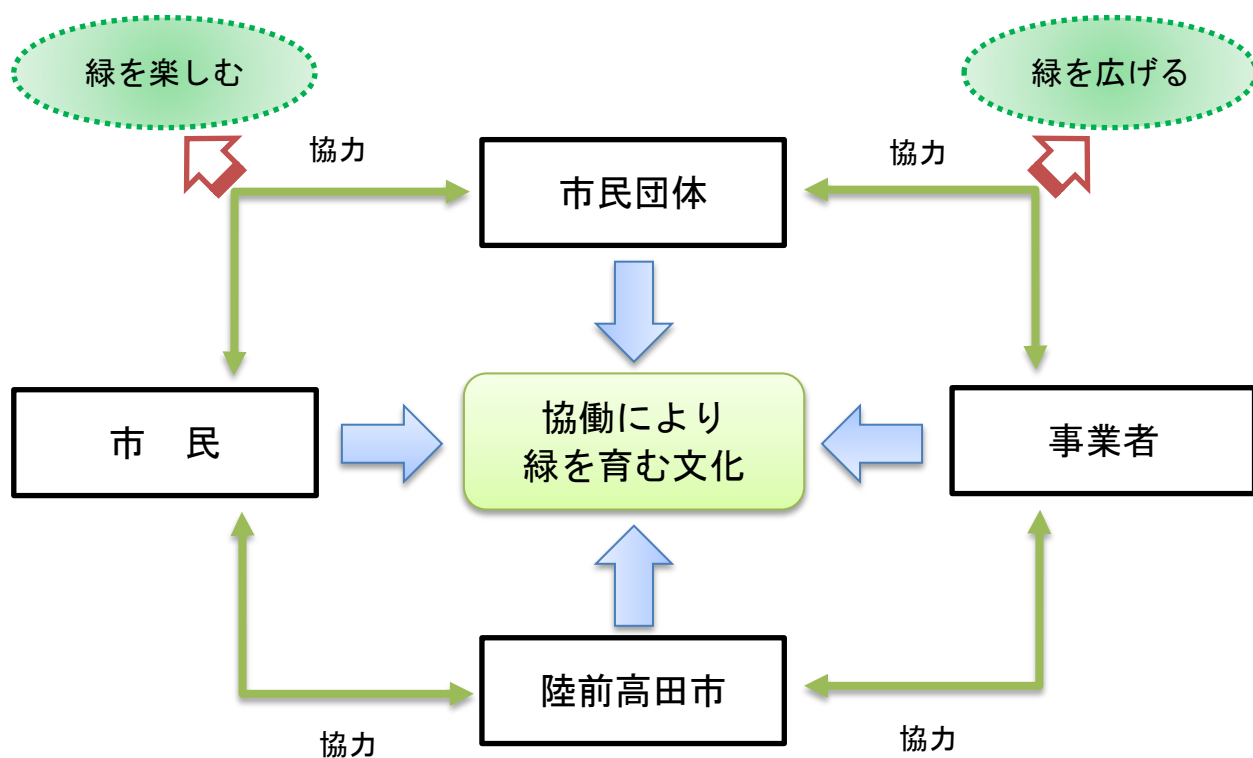
## 第6章 推進体制

## 6-1 協働の推進

本計画を推進していくためには、行政だけでなく、市民、市民団体（町内会、商工会、サークル等）、事業者等が、緑の重要性や緑の将来像等について共通認識を持ち、また当事者意識を持ちながら、協働によって課題を解決していくことが重要です。

協働は、多様な主体が対話を重ね、連携しながら解決を図ることで、緑の質の向上や継続的な維持管理が行われることに加え、それを通じてコミュニティの醸成にもつながります。このように、協働によって緑を育む文化を陸前高田市に築き、根付かせていくことが重要です。

## ■協働により緑を育む文化のイメージ



## 6-2 各主体の役割

協働の実現のためには、行政、市民、市民団体、事業者等が、それぞれ以下に示すような役割を担いつつ、協力しながら進めていくことが重要です。

### (1) 行政の役割

行政による緑の整備や維持管理に加え、市民、市民団体、事業者等の活動支援や協働、本計画の推進に向けた情報提供、普及啓発等を行っていきます。

取組むにあたっては、庁内の関係部署で連携しながら取組んでいくことが重要であり、また復興祈念公園など、国や県が関わる緑も多いことから、他の行政機関とも連携して進めていきます。

### (2) 市民の役割

自宅や所有する土地の、適切な維持管理も大切な緑づくりの活動であるため、まずはそうした環境維持を行っていくことが重要です。また、庭づくりや花壇づくりなどの、身近な緑の改善を行うことは、自己の生活環境が改善されることに加え、地域にも良い影響を与えることにつながるため、可能な範囲で取り組んでいくことが望まれます。

また、地域等の草刈り清掃への参加など、緑に関心を持ち、行動することが重要です。

### (3) 市民団体の役割

緑の活動を団体として行うことで、個人だけでは難しい活動を行ったり、他の主体と連携しやすくなるなどの利点が考えられます。

すでに活動を行っている団体は、活動を積極的かつ持続的に行っていくこと、また情報発信やPRを積極的に行い、緑の活動の裾野を広げていくことなどが望まれます。

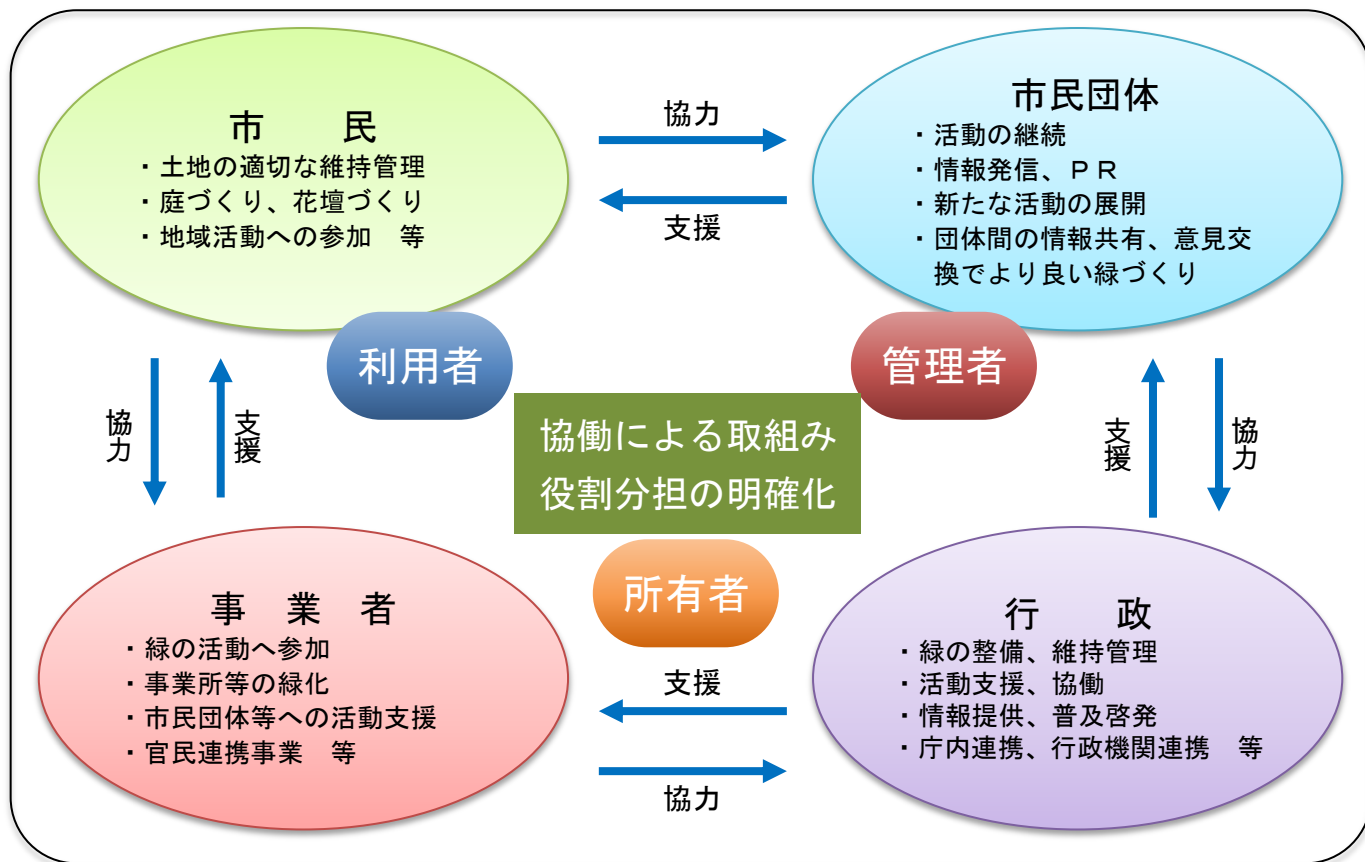
また、同じ関心を持つ仲間が集まり、新たな緑の活動を行うことも期待されます。

団体相互の情報共有、意見交換等を通じて、よりより緑づくりを目指していくことも望まれます。

### (4) 事業者の役割

社会貢献としての緑の活動への参加や、事業所、店舗等の緑化、市民団体による活動への支援等を行っていくことが望まれます。また、官民連携により、緑の良好な環境を生かした事業と、緑の維持管理の両立を図っていくことも期待されます。

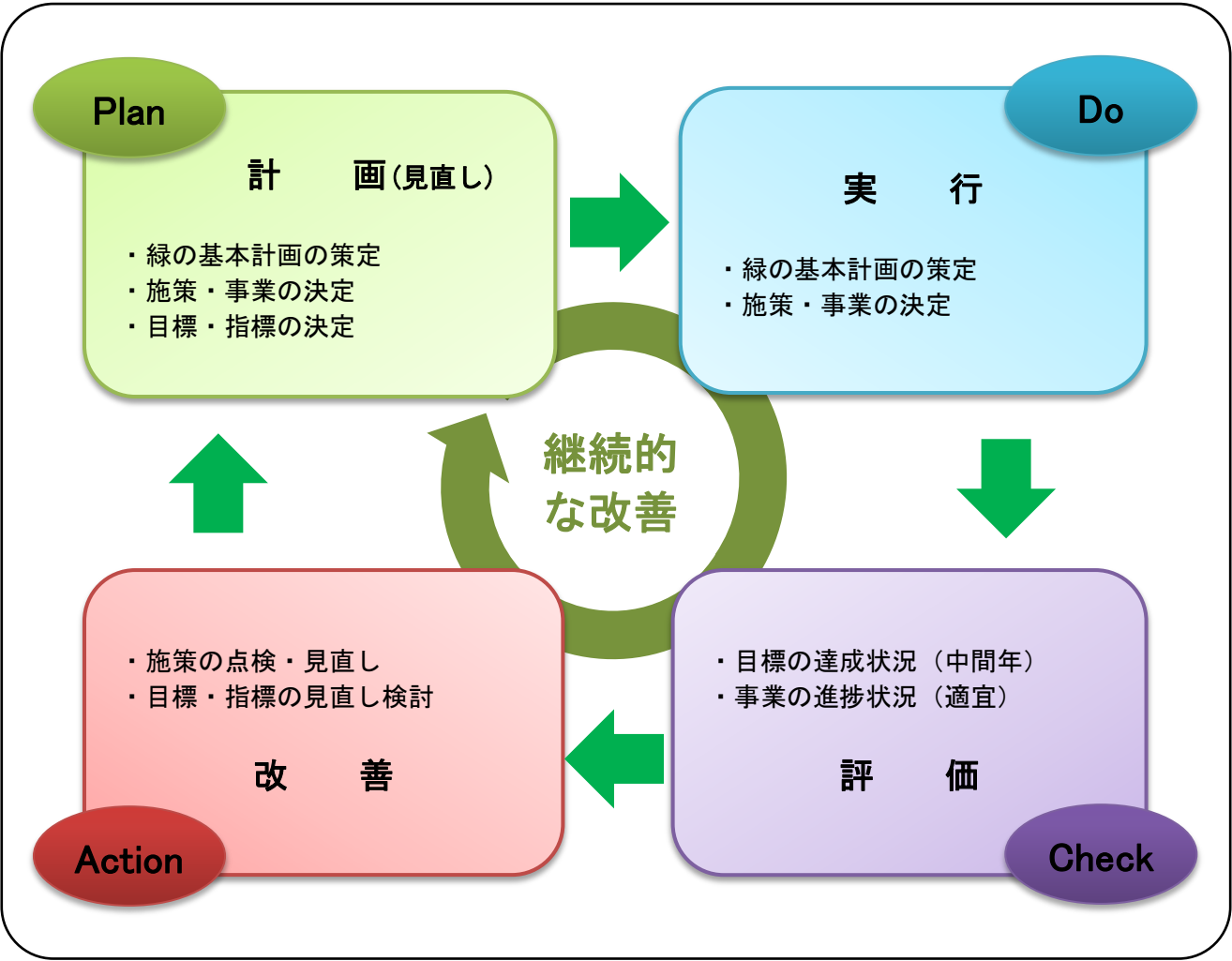
■各主体の役割分担の概念図



6-2 進行管理

計画期間は約 20 年（2038 年度まで）ですが、緑の取組みは PDCA サイクルにより適宜見直しを行うとともに、概ね中間年度に緑の目標の達成状況を確認します。

■計画の進行管理サイクルの概念図



# 陸前高田市緑の基本計画

令和２年３月改定

陸前高田市建設部都市計画課

〒０２９－２２９２ 岩手県陸前高田市高田町字鳴石４２番地５

電話 ０１９２－５４－２１１１ FAX ０１９２－５４－３８８８

Email [tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp](mailto:tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp)

制作協力：株式会社ＳＴＥＰ